

## 母子保健サービスの充実に関する意見

飯田恭子 富山県魚津保健所

母子保健サービスの充実に関する調査を県下にて実施中であるが、今回は中間報告として、これまでに指摘された事項の要点を述べる。

### (1) 妊婦健診

妊婦健診は個別に医療機関委託する現方式がよい。但し、受診結果票に「訪問指導・要・否」を記入してもらい、ハイリスク妊婦を早期より訪問指導できる体制をはかりたい。

### (2) 乳幼児健診

乳幼児健診は集団健診を原則としたい。委託の場合は「一般患者と同席しない形式」を条件としたい。

健診の時期と担当者は以下の通り。

- ① 3カ月（小児科医，整形外科医，保健婦，栄養士）
- ② 8～9カ月（小児科医，保健婦，栄養士）
- ③ 1歳6カ月（同上および歯科医，歯科衛生士）
- ④ 3歳（同上および心理判定員）

### (3) 乳幼児健診の事後措置システム

健診にて発見された発達遅滞児やハンディキャップ児への援助が保健，福祉とも不十分な現状である。個別もしくはグループへの支援，保健婦のみならず各関係機関のネットワークを充実する必要がある。

### (4) 小児保健医の確保

小児保健に関心のある医師が極端に不足している，あるいは偏在しているため，医療面，指導面でのマン・パワーが不十分である。医学教育のうちからの開発が必要である。

### (5) 市町村における保健サービス能力の格差

市町村により容量にかなりの格差があり，当分の間解消されそうにない。老人保健法施行で整備される方向にあるが緩徐なので，画一的に保健所，市町村の役割区分をきめるのは時期尚早と考える。地域の母子・社会経済的背景，医療能力等に応じ，保健所が企画から参画して，弾力的運用ができるよう配慮すべきである。

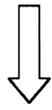
### <参考資料>

富山県における乳幼児健診（昭和58年度）

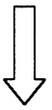
A：市町村主体      B：保健所技術援助  
C：協力              D：保健所主体

3～4カ月児健診

市	9/9	(A 1, B 5, C 2, D 1)
町	18/18	(A 2, B 12, C 1, D 3)
村	8/8	(A 1, B 5, C 0, D 2)
計	35/35	(A 4, B 22, C 3, D 6)
1歳6カ月児健診		
市町村	35/35	(A 1, B 34, C 0, D 0)



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



母子保健サービスの充実に関する調査を県下にて実施中であるが、今回は中間報告として、これまでに指摘された事項の要点を述べる。